

## 社会福祉法人愛恵協会後援会会則

- 第 1 条 (名称及び事務所)  
本会は、社会福祉法人愛恵協会後援会と称し、事務所を岡崎市舞木町字小井沢4番地1に置く。
- 第 2 条 (目的)  
本会は、社会福祉法人愛恵協会を物心両面において後援するための諸活動を行なうことを目的とする。
- 第 3 条 (諸活動)  
前条の目的のため、下記の諸活動を行なうものとする。  
(1) 障害者の自立と社会参加を促進する活動の後援  
(2) 創作・文化的な活動の後援  
(3) 障害者理解のための研修会・講演会等の活動の後援  
(4) 役員が必要と認めた活動の後援
- 第 4 条 (会 員)  
本会の趣旨に賛同し、第8条の会費を納めるものを会員とする。  
(役 員)
- 第 5 条 本会には次のとおり役員を置く。  
(1) 会 長 1名  
(2) 副 会 長 1名  
(3) 書 記 1名  
(4) 会 計 1名  
役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 第 6 条 (役 員 会)  
1 役員会は役員をもって構成し、会の執行機関とする。  
2 会長は役員会を招集し、役員会を総括する。  
3 役員会において討議する主な内容は次のとおりとする。  
(1) 第3条の諸活動に関すること  
(2) 本会の運営、その他重要事項について  
(3) その他
- 第 7 条 (総 会)  
1 総会は会の最高決議機関とし、総会の決議は出席者の過半数により決定する。  
2 総会は会員からの開催要請を受け開催する。また会長が必要と判断した時も開催する。

第 8 条 (会 費)

本会の会費はつぎのとおりとする。

- (1) 一 般 会 員 会 費 1 口 年 額 2,000 円
- (2) 企 業 会 員 会 費 1 口 年 額 5,000 円
- (3) 特 別 会 員 (寄付を頂いた方)

第 9 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日を以って終了する。

第 10 条 (雑 則)

本会の会計報告は会報及び社会福祉法人愛恵協会ホームページにて公表し、会報は年1回以上発行するものとする。

付 則 この会則は 昭和 61 年 8 月 18 日 から施行する  
平成 18 年 4 月 1 日 変更